

一般財団法人 Y S 市庭コミュニティー財団助成金 2023 応募要項

応募要項の主旨

日々の暮らしを振り返ると私たちは皆、何らかの集団、コミュニティーに属しております。そのコミュニティーでよりよい生活を過ごせるようにお互いの意思疎通を円滑にし、相対的な意思の合意形成を心がけることに皆さんは留意している筈です。

昨年度は、コロナの影響で活動縮小や次年度に持ち越しとなった案件など、様々な社会的な課題に取り組む全国の NPO 等にとってはがゆさが残る年であったと考えます。そのような困難な状況でも IT ソフト・機材を活用したオンラインでコミュニケーション機能を維持した活動はコロナ禍時代の収穫であったと言えます。

こういった状況を受け、当財団では、コロナの影響を受けた地域コミュニティーの再生・修復に関する以下のような活動等に支援を行う。

- ① NPO 活動に従事したものだからこそ見えてくる少子高齢化、家族の変容、人材不足、天災・地災への備え、環境問題、地域経済等の課題に対して NPO 団体らしい日常生活を取り戻す活動への助成。
- ② 今後、地域コミュニティーが必要とする暮らしのあり方を考えると早急に NPO 団体等が取り組むべき活動への助成。

地域社会が急激に多様化、多層化する新しい暮らしのなかで、NPO 団体が取り組む内容、質、工夫の数々が、私たちの地域コミュニティーを支えるためのヒントになる活動を助成対象とします。

1 助成対象分野と活動内容

助成対象の分野は、地域と暮らし・環境・文化・芸術・スポーツなど広く含むこととし、活動内容は、下記に共鳴するコミュニティーづくりを行う NPO 法人、団体等によるコミュニティー活動とします。

- 1) コミュニティー振興及びまちづくりに関する事業
- 2) 社会教育及び文化・スポーツに関する事業
- 3) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

具体的には、上記の活動内容に沿った地域活動、社会教育推進、体験学習等への助成を行います。コロナ禍の生活を修復しつつ、日々人々が活気に満ち、地域再生、暮らし・文化芸術の発展、運動機会の創出、社会的孤立の解消、読書・子どもの学び応援などといった、多様な価値観を理解する社会形成等に寄与し、社会の一隅を照らす NPO 活動に対し助成いたします。

2 助成対象の団体の要件

この助成事業は、下記の要件を満たす団体を対象とします。ただし、団体の目的や活動の内容が、政治・宗教などに偏っている場合を除きます。

- (1) コミュニティー活動をする団体
- (2) 営利を目的としない団体
- (3) 日本国内外を対象に活動する日本国内の団体
- (4) 設立や運営に企業が主体的に関わっていない団体
- (5) 団体の法人格の有無や種類は問わないが NPO 法人等を当面優先する。

継続助成団体について

前年の助成の目的を達しつつあり、さらなる助成により発展が期待される活動に対して、選考委員会が審査し助成を行います。

また、継続助成の対象団体は以下の通りです。

- (1) 継続2年目助成は、前年度助成を受けた団体
- (2) 継続3年目助成は、2年継続助成を受けた団体
- (3) 前年度の助成の目的を達しつつあり、さらに発展した課題に対し助成を受けることにより、活動がより期待される団体については、翌年度以降も、選考委員会の審査を行ったうえで、継続して助成を行います。

3 助成の内容

1) 募集助成事業

- ① コミュニティー振興及びまちづくりに関する事業
- ② 社会教育及び文化・スポーツに関する事業
- ③ 防災講座・防災シミュレーション体験講座・お料理体験等の各種体験講座
- ④ 体験学習（職場体験等）に関する事業

- 2) 助成総額 1,700万円程度（原則、継続助成団体を含める）
総額くくりとし、各カテゴリー枠は中止します。
- 3) 助成件数 20～30件程度
- 4) 助成金の使途 助成金は活動助成金により構成されます。
活動助成金とは、各団体の活動を推進する上で必要な費用の意。
- 5) 助成期間 2023年10月1日から2024年9月末までの活動を対象とする。
- 6) 継続助成 前年の助成の目的を達しつつあり、さらなる助成により発展が期待される活動に対して、各段階への応募と選考により継続的な助成を行います。

4 選考方法

選考は応募書類に基づく書類選考とし、選考委員会において、以下の選考基準に基づいて行います。選考の過程で、面接、追加資料の提出、団体責任者への問い合わせなどのご協力をお願いする場合があります。

(選考基準)

- ・意欲性 意欲のある多様な人々の参加する活動であるか
- ・地域性 地域に根ざした活動であるか
- ・社会性 社会に目を向けた活動であるか
- ・先駆性 独自性、新しい試みのある活動であるか
- ・公開性 その過程や成果が公開される活動であるか
- ・発展性 継続して行われ発展が期待できる活動であるか

5 選考結果

選考結果は、9月下旬までに、全ての応募者にメールまたは文書にて連絡します。

6 助成の決定後の助成金の支払い

- 1) 活動助成金は2023年10月上旬までに(事業開始時)助成金の半額支払い、原則として、事業の中間時以降、残りの半額をお支払いいたします。
- 2) 国および地方公共団体等から活動自粛要請が継続的に発令されている等の理由により活動を停止、縮小、延期せざるを得ない場合は、助成金の返還請求(一部もしくは全部)、支払いの繰り延べをすることがあります。

7 応募書類受付期間

2023年6月10日(土)から7月31日(月)まで(当日消印有効)

8 応募要項・応募用紙の 入手方法

応募要項・応募用紙は、当財団ウェブサイトよりダウンロードできます。

URL : ys-ichiba.org/

財団助成金交付要綱 (Word・PDF)

助成金応募要項 (Word・PDF)

助成金交付申請書関係書類一式 (Word・PDF)

※ 助成対象経費に関しては、助成金交付要綱をご覧ください。

9 応募用紙の送付・問い合わせ

応募書類とそのコピー2部の計3部を下記までご郵送下さい（郵送のみ、持参不可）。

なお、ご送付いただいた応募書類は複写して使用しますので、ホチキス止め、両面印刷、2つ折りの無いようご提出願います。

また、お送りいただいた書類は返却致しませんので、コピーをとっていただくなどご注意下さい。

【応募用紙の送付先】

〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-2-7 赤坂 K タワー19F
太陽グラントソントン税理士法人 気付
YS 市庭コミュニティー財団 事務局
電話：03-3325-7254

10 個人情報の取り扱いについて

当財団へ応募を通じて皆様からお預かりする個人情報は厳重に取り扱い、当在団の運営並びに関連する目的に限って使用します。

助成対象となった団体については団体名・代表者名・所在都道府県名・プロジェクト名・助成金額・活動概要・拠点活動場所等を公表させていただきます。

その他、当該業務に必要な範囲で一部業務を外部委託する場合を除き、個人情報を応募者の承諾なく第三者に提供することはいたしません。